

令和7年3月26日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会
委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第16号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

従来の懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されることに伴い、拘禁刑に統一する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第17号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 市独自の変更

地域手当を現在の5%から8%に引き上げる。なお、本市は今回の支給地域の見直しにより無支給地域から4%支給地域となったものの、近隣自治体の動向等も加味し、処遇改善及び人材確保策の一環として、市独自に引上げを行うものである。

2 法改正に伴う変更

(1) 給料表を見直し、昇給抑制を廃止する。

(2) 配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を1万3,000円に引き上げる。

- (3) 通勤手当の支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げる。
- (4) 住居手当の支給対象職員を定年前再任用短時間職員等まで拡充する。
- (5) 管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯について、午前0時から午前5時までを午後10時から午前5時までに拡充する。

【意見】

(賛成意見)

- ・地域手当の引上げは、職員や公定価格の影響を受ける保育士等の意欲向上につながると考える。
- ・待遇改善により職員の意欲が向上し、よりよいまちづくりにつながることを期待する。地域手当の支給率に関しては、今後とも継続的に待遇改善の一環として協議し続けてほしい。

(反対意見)

- ・子ども手当の引上げ等には賛成するが、配偶者に係る扶養手当の廃止の影響を受ける職員は約50人いることから反対する。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第18号議案 宗像市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第19号議案 宗像市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

法改正に伴い、引用条項を整理する。また、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限において、子の対象範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するほか、介護の必要性が生じた職員へ介護両立支援制度等の事項を知らせ、それに関する勤務環境の整備に関する措置を行うことを定める。

[第18号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第19号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 20 号議案 宗像市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 旅費は職員本人に支払うこととされているが、旅行役務提供契約を結ぶことで旅行代理店等に直接旅費に相当する金額を支払うことを可能とする。
- 2 宿泊費を定額支給から上限つき実費支給へ変更する。なお、上限は宿泊地ごとに定める。
- 3 国内の鉄道賃の特急料金に関する距離規定（片道 100 km 以上）を廃止し、特急料金については実態に応じて支給する。
- 4 日当を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当（1 夜につき最大 2,400 円）を新設する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 21 号議案 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

法改正に伴い、引用条項を整理する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 22 号議案 宗像市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

退職報償金支給額について、勤務年数 30 年から 35 年未満、35 年以上の枠を新設する。

【意見】

(賛成意見)

- ・今後も消防団の処遇改善や人材の確保に力を入れてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 23 号議案 宗像市公共施設等維持更新基金条例の一部を改正する条例について

情報システムの維持及び更新に要する資金を積み立て、年度間の費用負担の平準化を図るため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

今後の情報システム整備等に係る費用の増加に対応するため、公共施設等維持更新基金の対象に情報システムを追加する。なお、基金については、基金積立金と基金繰入額を同程度とすることを目標としながら、長期的に基金残高を維持できるよう努める。

主な活用事例として、庁内では電子計算機の整備やシステムの改修、学校現場では校務支援システムの整備や学習用タブレット端末の購入等を想定している。

【意見】

(賛成意見)

- ・情報システム導入の際にはどれほどの費用対効果が見込めるかをよく研究して導入してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 24 号議案 財産の取得について

令和 7 年度改訂中学校教師用指導書を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
令和 7 年度改訂中学校教師用指導書 5 5 1 冊
- 2 取得価格
2, 1 2 5 万 9 0 0 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 1 9 3 万 1, 9 0 0 円)
- 3 契約の相手方
宗像市野坂 2 7 3 9 - 5 - 3
有限会社ムツヤ

代表取締役 石川 経行^{つねゆき}

4 履行期間

議決した旨を通知した日の翌日から令和7年3月31日まで

5 契約の方法

随意契約

6 随意契約の理由

文部科学省が認めた教科書供給の仕組みにより、学校へ教科書や指導書を納入できるのは教科書取扱書店のみとなっており、本市の当該書店は1者のみであることから、随意契約とする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第25号議案 財産の取得について

宗像市立学校9校の給食施設に設置する厨房機器を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 取得する財産の種類等

宗像市立学校9校の給食施設に設置する厨房機器27基

2 取得価格

2,805万円（うち消費税及び地方消費税相当額255万円）

3 契約の相手方

福岡市博多区昭南町3丁目1-13-105

太平調理機株式会社

代表取締役 平山 操^{みさお}

4 履行期間

議決した旨を通知した日の翌日から令和7年8月29日まで

5 契約の概要

指名競争入札（1回目：入札参加者5者、2回目：入札参加者3者）

6 その他

1回目の入札では、全ての入札価格が予定価格を上回ったため、2回目の入札を実施した。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第26号議案 宗像市民図書館協議会条例の一部を改正する条例について

宗像市民図書館協議会における委員の任期及び所掌する事務の見直しに伴い、条例の一部を改

正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市読書のまちづくり推進計画を総合計画に統合させることに伴い、所掌事務の中から「宗像市読書のまちづくり推進計画の策定及び推進に関すること。」を削る。また、委員の任期を2年から2年以内に改める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。